

事業主

福島県田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村に主たる事務所がある事業主

の皆様へ

労働保険料・一般拠出金の申告・納付期限の指定についてのお知らせ

下記に記載の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての期限を延長していましたが、その納付期限については、**平成26年3月31日**に指定されました。

[福島県](2市7町3村)

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

- ※ 申告の手続は、申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。
- ※ 申請によって、さらに**1年間(平成27年3月31日まで)**延長することができます。

～納付の免除について～

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす場合、要件②に該当していた期間(最大で平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金について免除が認められる場合がありますので、最寄りの労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

- 【要件】①平成23年3月11日に事業場が上記の地域に所在していたこと
②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

～納付の猶予について～

申告・納付期限を迎えた場合でも、納付の猶予の制度をご利用いただける場合がありますので、お早めに、最寄りの労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお問い合わせください。